

## 知事定例記者会見(未定稿)

日 時 令和5年2月 28 日(火) 14:00~15:10

場 所 別館2階記者会見室

(知事)

今日のお花は、アカシアであります。珍しいですね。

まずは、世界クラスの発表であります。世界クラスの資源・人材群が 138 件になりました。スノーボード世界選手権で、三木つばさ(正しくは「三木つばき」)さんが金メダルを取られたということでございます。掛川市出身の三木つばき選手が、今年 19 日、ジョージアのバクリアニで開催されました、スノーボードの世界選手権に出場なさいまして、女子パラレル大回転で、金メダルを獲得されました。日本勢のアルペン種目制覇は、五輪と世界選手権で、男女を通じて、初の快挙でございます。この三木選手の活躍を加え、本県の世界クラスの資源・人材群は、2013 年 6 月の富士山世界遺産登録から数えて、138 件となりました。1 か月に 1 件以上のペースでございます。続きまして、本県関係のパラアスリートに対する知事表彰の、いえ、知事顕彰の授与についてであります。スポーツ・文化などの分野におきまして顕著な成績などを収められた本県ゆかりの方に、知事顕彰を授与しておりますが、今回は、昨年の世界選手権等で優秀な成績を収められました、パラサイクリングの川本翔大さん、そして、杉浦佳子さん、車いすラグビーの若山英史さんの 3 名に、知事顕彰を授与いたします。顕彰状の授与は、来月 3 月 13 日の月曜日、午後 4 時から県庁で行う予定でございます。現在のところ、3 名ともいらっしゃってくださるということでございます。今回の 3 名も、本県の世界クラスの資源・人材群に掲載してございます。

続きまして、これは、サイネージがございますので、御覧くださいませ。「東アジア文化都市 2023 静岡県」のホームページができましたので、発表いたします。文化都市専用の単独サイトでございます。2 枚目をお願いします。あ、いま、1 枚目が。これがロゴマークですね。私も、今日、初めて見るんですけど、なかなかいいですね、お茶ですね。はい、素晴らしいと思います。2 枚目をお願いいたします。ホームページでは、制度、開催都市の紹介から、イベント情報などをわかりやすく発信いたします。今後、関連リンクや公式の YouTube など、SNS の発信を充実していきます。次のサイネージをお願いします。具体的なページですけれども、まず、制度の紹介でございます。次、お願いいたします。4 枚目、イベントカレンダーは、ジャンル別、地域別にわかりやすく表示いたします。5 枚目をお願いいたします。個々のイベントごとのチラシ、チケットの入手、料金、アクセスなど、必要な情報を詳細に提供してまいります。6 枚目をお願いいたします。今後、3 月上旬には、東アジア文化都市事業への、認

証申請の受付フォームを立ち上げます。続きまして 7 枚目でございますが、御覧のように多彩なジャンルの事業を、数多く、このプラットフォームに掲載していく予定であります。8枚目、最後でございますが、報道の皆様もお手元の資料にQRコードがございますので、一度御覧いただきいただければと思います。

今後、広報によりまして、ホームページの普及に努め、県民や国内外の皆様が参画しやすく、多彩な事業があふれるプラットフォーム、ブランドプラットフォームを目指してまいります。

次はですね、津波避難訓練への参加呼びかけでございます。デジタルサイネージを御覧ください。実施概要がございますが、本県では、東日本大震災が発生した 3 月 11 日を含む 10 日間を、津波対策推進旬間と定めており、今年は 3 月 3 日金曜日から、3 月 12 日日曜日までとしております。この間、県民の皆様におかれましては、津波に対する正しい知識の普及のほか、緊急避難場所、あるいは避難路の点検など、津波から命を守る取り組みを、再確認していただきたいと存じます。特に 3 月 5 日の日曜日は、津波避難訓練の統一実施日としておりまして、沿岸各地におきまして、住民主体の訓練が実施されます。令和元年度から3年度までは、新型コロナウイルスの影響で、大人数での避難訓練は中止しておりましたが、今年は4年ぶりに全県で実施する訓練となります。次のデジタルサイネージをお願いいたします。県民への呼びかけでございますが、県民の皆様におかれましては、ぜひ、津波避難訓練に参加してください。地域の皆で支え合う、共助の充実・強化につなげてくださればと存じます。また、事情により訓練が実施されない地域の方や、訓練に参加できない方は、自分と家族を守る自助の点検をお願いいたします。自助・共助・公助の自助であります。訓練への参加を機に、自助・共助の取り組みが広く展開され、津波に対する防災力の維持・向上が図られることを期待しております。訓練の詳細はこの記者会見の後、杉山局長(正しくは「杉山危機報道官」)の方から、あそこにいる杉山さんの方からですね、御説明を差し上げますので、お聞きくださいませ。続きまして、最後の発表項目でございますが、新型コロナウイルス感染症の、次の流行に備えて、サイネージを御覧ください。新型コロナの新規感染者数は、先月中旬から減少に転じました。2 月 24 日の時点で、1 週間の 1 日平均感染者数は、524 人にまで減少しまして、感染状況は落ち着いてまいりました。しかし、過去の感染状況を見ますと、流行がいったん落ち着きましても、その状況は長くは続かず、すぐに次の波が来ることがございます。特に、これから春休み、また就職、転勤の時期でございます。人の動きも活発になります。それ故に、感染が再拡大することも考えられます。この落ち着いている状況のうちに、オミクロン株対応ワクチン未接種の方は、接種をぜひ御検討くださればと思います。なお、県の大規模接種会場である、静岡市のもくせい会館では、3 月 25 日までの毎週金曜日、土曜日に接種できますので、御活用ください。サイネージの2枚目でございますが、明日 3 月 1

日から、子ども予防接種週間が始まります。4月からの入園・入学シーズンに備えまして、コロナワクチン以外も含め、春休み中の接種をぜひ御検討ください。  
以上であります。

(幹事社)

ただいまの知事の冒頭発言、発表項目について、質問のある社はお願いします。  
では、ないようですので幹事社質問に移らせていただきます。幹事社からの質問は、インバウンドとリニア問題について、計2点ございます。  
まず、インバウンドについてです。新型コロナウイルスの影響で欠航が続いていた静岡空港の国際線が、2月25日に再開しまして、清水港の訪日クルーズ船の寄港も、明日3月1日から再開する予定です。インバウンドによる県内経済の活性化と、コロナ禍で停滞した国際交流のあり方について、知事のお考えをお聞かせください。

(知事)

はい、まず、インバウンドによる県内観光産業の活性化についてであります。富士山静岡空港では、ソウルとのチャーター便を皮切りに、ベトナムからのチャーター便、ソウル線の定期便の運航再開、また、国際クルーズ船の県内港湾への寄港受け入れの本格化など、本県におきましても、海外から多くの方々が訪れる機会が増えまして、インバウンド需要の回復に向けた動きが活発になっているのは、御案内の通りであります。インバウンドは消費単価が高く、滞在日数も長期化する傾向があります。このようなインバウンド需要を確実に取り組んでいくことは、県内観光産業の活性化にとって、大変重要です。今年は、東アジア文化都市開催、また、富士山世界文化遺産登録10周年など、本県の魅力を世界に発信する絶好の機会です。この機会を逃すことなく、本県ならではの感動、また、体験を創出し、磨き上げ、魅力を発信するなど、海外からより多くの皆様に足を運んでいただける取り組みを進めてまいります。具体的には、海外のインフルエンサーによるSNSを通じた情報発信を強化します。また、旅行商品を造成・販売しまして、それに向けました支援にも取り組みます。また、宿泊割引事業、宿泊施設における受入体制の強化等々積極的なインバウンド誘客に取り組んで参ります。

次に、コロナ禍で停滞しておりました、国際交流のあり方についてであります。コロナ禍で、各国・地域が出入国を制限しておりましたが、一時期、予定した海外との交流事業の多くが中止延期を余儀なくされているのは御案内の通りであります。それで、対面とオンラインの併用によるツイン外交によって地域外交は展開して参りました。オンラインの交流というのは気軽に、また大人数(だいにんずう)で、大人数(おおにんずう)で行うことが可能です。それなりの成果を、また効果を上げるこ

とができましたけれども、やはり対面による交流に勝るものはないと、改めて感じているところです。そこで、海外とも対面交流が復活し、交流人口の拡大が期待される中、この機会を捉えまして、本県の世界クラスの魅力を海外に発信するなど、経済、観光、文化などの幅広い分野におきまして、さらなる地域外交の推進に全力で取り組んでまいります。

(幹事社)

ありがとうございます。まずインバウンドについて、質問のある社はいらっしゃいますか。

では、2 点目に移ります。リニア中央新幹線について、JR東海は山梨県内から静岡県境に向けて、地質や地下水の状況を調べる高速長尺先進ボーリングに着手しました。県が地下水流出の懸念を示している、県境から約 250m 付近のボーリングについて、JR東海はその影響で、その影響により、静岡県内の地下水が大量に山梨県内に流入することは想定しがたいとする見解を示しています。今後のボーリングの進め方について、知事のお考えをお聞かせください。

(知事)

まずですね、基本的な私どもの考え方ですけれども、これは私どもだけでなく、閣議決定がなされ、かつ、政権与党の公約に盛り込まれ、そして、いわゆるリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の決議の中にも、謳われていることでございますけれども、いずれも昨年の 6 月に明確に公表されました。すなわち、水資源の保全と、南アルプスの自然環境の保護保全というのは大前提であると。それを踏まえたうえで、リニアを進めましょう、ということでございます。そういうことでございますので、何に急がれているのかという感じがいたします。今、こういうボーリングをするという差し迫った必要性は、必ずしもないと。むしろ、遅れてる他の仕事もございましょうし。さし当たって、ここで立ち止まってですね、今、われわれが進めております、いわゆる双方向のコミュニケーションに専心されるべきであるというふうに考えてます。少し具体的に申し上げますと、静岡県は 1 月 31 日に JR 東海に文書を発出いたしました。その文言を、文言を読み上げますと、「本県の地下水が流出する恐れが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき設定し、その区間設定が妥当であると確認できれば、その区間を削孔することは問題ないと」こういう考え方を明記いたしまして、そのうえで、本県の地下水が流出する恐れが低いと考える区間を科学的根拠に基づき決定し、示すことを要請したわけであります。そして、JR 東海から 2 月 20 日付で、文書で御回答いただきました。それに。それは、本県が要請した科学的根拠に基づく説明がありません。そこで、翌 21 日から高速長尺先進ボーリングを開始するというのをですね、通告される形で、一方的通告

でございます、実際に11日からボーリングが開始されました。このことについて極めて遺憾であると、関係者全て、静岡県、われわれチーム一丸、そのように思っております。このため、ボーリングを開始した翌日、改めて、文書で。文書の中身を読みますと、「現行のを削孔計画を再考するとともに、本県の地下水が流出する恐れが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき決定し、示すこと」これを要請したところであります。この、2月22日付けの要請文書に対しまして、JR東海から今日時点で、まだ、回答が寄せられておりません。そこで速やかな回答と、その検証のために、事務方に対しまして、県専門部会を3月中旬をめぐりに調整するよう、既に私から指示を渡したところであります。また、重大なことがございまして、JR東海は、静岡県内の地下水が大量に山梨県内に流入することは想定しがたいという見解を示されておりますが、22日の文書で指摘した山梨県側の断層およびもろい区間が、静岡県内の県境付近の断層帯とつながっております。これは彼らの資料によって、そのように見ることができます。それゆえ、いわゆるサイフォンの原理で、静岡県内の地下水が流出してしまう懸念がございまして、これにつきましてです、この資料をきっちりと提示することが大事だということで、それを、その作業してくれたのが、今日、渡邊さんが来てますので、渡邊さんの方から、サイネージを使って御説明いただきます。

#### (くらし・環境部参事)

くらし・環境部参事の渡邊です。よろしくお願いたします。JR東海が既に実施しております、高速長尺先進ボーリングについての、懸念や疑問について説明いたします。まず最初に、この図は、まず、最初にですね、山梨県内の断層帯と静岡県内の県境付近の断層帯の連続性についてであります。この図は、令和5年2月20日に、JR東海から「山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング計画について(ご回答)」の別紙1として示されたものであります。JR東海は、慎重にボーリングを行う区間とする県境から100m、この上では赤い線で示されていますが、それよりも山梨県側に断層ともろい区間が存在いたします。この、山梨県内の断層ともろい区間が、下の方に伸びているのがわかるかと思えます。

次のスライド、お願いします。これは第7回地質構造・水資源専門部会でJR東海が示しました資料を、県の方で東西を反転させてわかりやすくしたものでございます。点線の丸が、先ほどの図の、実線の丸で囲った部分となります。それよりも下の、実線の丸で囲った部分になりますが、先ほどの山梨県内の断層及びもろい区間が、静岡県内の県境付近の断層帯とつながっていると読み取れることがわかるかと思えます。

次のスライドお願いします。この静岡県内の断層帯とつながっていると読み取れる、山梨県内の断層ともろい区間について、JR東海は、南アルプストーン山梨工区

の広河原斜坑の高速長尺先進ボーリングの湧水量実績をもって、「静岡県内の地下水が大量に山梨県内に流出することは想定しがたい。」と説明しています。このことにつきましては、本県としては国土交通省を通じて、事前に山梨県内の断層及びもろい区間が連続すると読み取れること、そして、その山梨県内の部分をボーリングで削孔することによりまして、本県内の地下水が山梨県側へ流出することの懸念を伝えておりました。しかし、今回のJR東海の2月20日の文書においては、本県の断層、断層帯が繋がっていると読み取れることによる本県の懸念については、全く回答していないものと受け止めております。

次のスライドをお願いします。次に、本県が科学的根拠を持って示すよう求めたところ、JR東海からは、慎重に削孔を実施する区間として、県境から100mの目安というものが示されました。JR東海は、この100mという区間設定の根拠といたしまして、青函トンネルの事例を参考として、工学的観点から十分に余裕を持ったものであると説明しています。一方で、令和2年4月の第1回有識者会議のJR東海参考資料によれば、JR東海は青函トンネルにおいて、出水に対応するため、バルクヘッド、隔壁の構築などの対策を講じたが、それらの対策は突破され、作業坑と本坑が水没し、最終的に作業坑を迂回させることにより、出水箇所を通過したと、説明しています。このように、JR東海はこれまで、青函トンネルの事例は、突発湧水の影響が避けられなかった事例として説明しています。今回ですね、影響が避けられた事例として、青函トンネルの事例を用いるのであれば、どのように、青函トンネルの時にはどのように、前方からの湧水の影響を避けたのかと。どのように影響を避けられたのかと、その結果も含めてですね、説明を、説明が不足しております。そのため、JR東海の言う県境から100mの目安が、本県といたしましては現時点では、工学的観点から十分に余裕をもったものであるかどうかという判断はできないものと考えております。また、これまでの、青函トンネルでは過大な湧水により大きな被害があったとする説明との整合も、とれないものと考えております。JR東海にはこれらの懸念や疑問に対して、丁寧に回答していただくよう、引き続き求めてまいります。以上であります。

(知事)

ありがとうございました。

今、渡邊参事の方から、わかりやすく御説明申し上げましたように、2つの理由ですね。断層帯が繋がっていると。しかしながら、繋がっていないかのごとくにですね、図を作って、distortしていると。それが1つですね。ですから、彼らの資料に基づくと、静岡県側における断層帯と山梨県の断層帯は、明らかに繋がっているというふうに読み取れると。これの説明が必要であると。

もう1つですね、青函トンネル、ここで、いわゆる突発湧水に直面にしたわけですが

れども、それをですね、避けられなかったと、非常に厳しかったと。だからルートを変えたというふうに言っていたわけですね。今度、青函トンネルにおいては、これが避けられたかのごときですね、形で、その青函トンネルの事例を紹介していると。全く違う説明に、反対の説明に書いてるわけですね。ですから、これをどういうふうに御説明してくださるのか、早急にですね、御説明を願いたいということで、差し当たって、今仕事を止めて、なるべく早く日程を調整してですね、できれば3月中旬までに専門部会を開いて、そこで、公開の場ですね、この2点につきまして、明解な御説明をお願いしたいということでございます。

(幹事社)

ありがとうございました。今の回答に関連して、何か質問のある社はお願いします。

(記者)

NHKです。すいません、参事、先ほど断面図を反転させたあの図の中で、わかれば、JRが今どういう方向から、どういう向きにボーリングをしようとしていて、それが行われることで、どういうふうな水の流出が懸念されるか、ちょっと指し示していただいていいですか。

(くらし・環境部参事)

JR東海が現在行っている先進ボーリングというのが、県境から今大体750mぐらいのところにありますかと思えますけども、こちら側からですね、山梨県から、今、静岡県に向かってやろうとしてるところを、1つの前の図にしてもらっていいですかね、1つ前の。そうですね、こちら側から、今、こちら側に、先進ボーリングをしようとしているわけですが、彼らは、この100mのところを目安として、このところで地質が安定しているので、影響がないだろうということで目安と指定していたんですけど、その前に、断層および脆い区間があります。次の図をお願いします。その区間が、ここ、私達も書いたんですけど、これが延長すると、下を見ると、このように、彼らが、JR東海が県境付近の断層帯は非常に水を含んでいて、突発湧水の恐れがあるので、先進坑を掘る際には、危険だから上から掘ることはできない。だから下からじゃないと掘れないと言った根拠としては、水が含まれてる部分があるところがあるわけですね。これが繋がってるということは、ここで、先進ボーリングで穴が空くということであればですね、その圧力がかかってない地下水であれば、そのところまで、地下水は低下するのではないかという懸念があるということですね。

(記者)

ありがとうございます。

(知事)

関連してありますか。

(記者)

それで、3月中旬に調整されたいという専門部会は、県として検証するというよりは、JRに説明を求める場という理解でよろしいですね。

(くらし・環境部参事)

前回の2月20日の文書で、先ほどの断層帯、これは繋がってるんじゃないかということについては指摘をしておりますので、このことについての回答を求めていきたいというふうに考えております。

(記者)

それはもうJRに投げてるのかなんですか。

(くらし・環境部参事)

22、2月22日の文書に書いて、構造を示しておりますので、はい。その点がJR東海の説明として問題だということでお示しております。

(記者)

その専門部会の日程調整は、JRは応じてきてますか。

(くらし・環境部参事)

今、日程調整にかかったところです。

(記者)

全然拒否されてるわけでも何でもないということで。

(くらし・環境部参事)

もちろん、拒否はしてないですね、調整に入るということになっています。

(記者)

わかりました。ありがとうございます。

(知事)

拒否するべきではありませんね。もう、彼らの示された根拠が崩れているというふうにこちらは見ているものですから。だから、水資源の保全が図られないのではないかという、強い懸念がありますので、それは、閣議決定、与党の公約、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の、昨年6月における、第1項にも、全て悖るということですから、こういう懸念がある以上はですね、差し当たって工事を止めて、まずは説明しに来るべきだというふうに私は思っております。はい。それから、青函トンネルの件についてもですね、併せて、今回、違う説明がなされているので、総合的な説明もいただきたいと思っております。

(記者)

すいません、静岡新聞と申します。この県境付近の、この、ボーリングをするときにJRが示した資料なんですが、先ほど知事が、その、下で県境の断層帯と250m地点の断層が繋がっていないかのごとく、繋がってるかどうかわからないような資料の出し方をしてきたことを先ほど触れていらっしやいましたが、この資料の出し方についての、疑問点とか、もっとこうするべきだったというような考え方はありますでしょうか。

(知事)

これの前の表をみせてください。これですね、これですと、この断層帯と、こちらの断層帯が、関係ないように見えるじゃないですか。離れてるかのごとく。これがですね、彼らの作った前の資料を見て、それで渡邊参事の方で、それを合わせますと、次のページですが、このようにですね、ここのところで、連続しているというふうに読み取れるということですね。そうすると水圧がかかりますから、サイフォンの原理で、その分は全部流出するということになります。また流出した場合にですね、青函トンネルの例を言って、止められると、いうふうに、100mあたりまでで止められるといったわけですが、実際は青函トンネルではもう全部、本坑も作業坑も全部水に埋まってですね、ルートを変えざるを得なかったという、そういう説明をされてるわけですね。「作業坑と本坑が水没し、最終的に作業坑は迂回させることによって取水箇所を通過した」と。これがですね、元々のJR東海の御説明なわけです。ところがこちらにおいてはですね、こちらに対する資料については、青函トンネルにおける、その事例をもとに、100m付近まではですね、「前方からの湧水による影響を避けることができる」という、反対の説明をしてるんですね。ですからこれやっぱり説明してもらわないといかんと。説明するまで、こちらが納得するまで、双方向のコミュニケーションがきちりできるまでは、工事を、工事に着手するべきではないと。即やめるべきであると。

(記者)

わかりました。あと、最初に1月25日の段階で、一番最初に示した、その地質の調査資料、下が繋がってないように見える資料を1月25日に最初にJRが示したと思うんですけども、今映ってる資料ですね。で、知事は、JRはこの時点でちゃんとその下が繋がっている、4月、去年の4月の段階で示していたような、ああいう資料の出し方をすべきだったってふうに思ってることでしょうか。

(知事)

そうですね。これだけ見ると、繋がってないように見えませんか？そうですね、あの、わずかなこの断層帯の部分ぐらいは何とかなるだろうという、そういう説明の仕方ですね。ですから、渡邊参事がですね、これをもう一度、全体図を探して、見つけて、そして合わせてみるとこのようになるではないかと。だから驚愕したわけですね。同じ、その資料の一部が「大丈夫だ」というふうなことを説明するために使われ、これを見ればですね、これはとても危ないんじゃないかということになりますから、その説明はきちっとなさらないといけないと思います。

(記者)

ありがとうございます。

(知事)

はい。

(記者)

幹事社質問は以上で、その他の質問のある社をお願いします。

(記者)

たびたびすみません、NHKです。静岡大学、浜松医科大学の再編の問題について伺います。知事、前回の会見ですね、この問題、ボタンの掛け違いとして、静岡市側からの大学の関与が先にあったと。浜松の方は怒って当然であると。静岡市がいちゃもんをつけて今に至っているということをおっしゃってますけれども、これについて昨日、田辺市長は、「全くの誤解です」と。静岡市側からでなく静岡大学から申し入れをもらって、協議会を発足させたのでであると。知事の言うことは全く当たらないと反論されてます。これについて知事の受け止めをお願いします。

(知事)

そのことは承知しておりませんが、新聞ですね、知りました。で、浜松の康友市長さんが立腹されてますね。この立腹は筋が通った立腹であるというふうを受け止めております。その理由ももちろん、元合意したことについて、それを遵守するのが大学人の責任ではないかというふうに言われているので、その通りだと思います。この事の起こりはどこにあるかと言えばですね、協議会の設置、つまり、大学が市当局とですね、政治と行政にですね、と一緒になって、ゼロベースで議論をするってことをした結果、この混乱を招いているということなわけですね。

それがですね、誤解がどうかということなんですが、資料がですね、ございまして、令和元年の9月の定例会で、市議のお1人がですね、このように、市長に質問をしております。「静岡市に対する説明は十分とは言えません。田辺市長は、十分な説明を受けたことはなく、理解したわけではないと話し、我々市議会も静岡大学から、これまで直接説明をいただいております。これでは現在進められている静岡大学の総合再編案は無効であると言っても過言ではありません。市民の代表である我々市議会としては、このような状況を見過ごすことはできないとの考えから、8月に、市議会全会派一致で連名にして申し入れ書を文部科学省へ提出しました」と。これに対して市長がですね、答弁をしているわけです。「議員御指摘の文部科学省通知にあります地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進める、それこそがこの統合再編において、最も重要だと。静岡大学の取り組みは不十分な状況である。このような中、市議会の皆様には、全会派一致で文部科学省へ申し入れを行っていただき感謝しております。」これ、どこに「大学の自治」が出てくるんですか？そして、こう続けてます。「その効果もあって、」つまりこの圧力に抗したということでしょう。「9月26日、石井学長がお見えになり、静岡大学」、何ですか、「静岡大学将来構想協議会を設置して、ゼロベースでの議論をお願いしたいと申し出られた」とあります。つまりですね、石井学長に対して、市議会と市長さんが圧力をかけたというのがですね、その令和元年9月の定例会における市議会議員と市長とのやりとりで、明確です。これはもう大学の自治どころかですね、「けしからん、こっちに來てちゃんと説明しろ」と言ってるわけですね。それをですね、受けて、協議会ができた。そして混乱になった。ですからですね、あの、浜松の方も怒りますわね。そして、それを受けて今ですね、こういう形で、混乱が増幅されてるのを大変残念に思っております。そもそも日詰学長はですね、お人柄も良い方です。したがって、御自身が選出された理由は、この大学再編について、解決するというを託されているわけですね。ですから、浜松市の方も、静岡市の方もですね、お互いをこう、責め合うのではなくて、ここは矛を収めてですね、この日詰学長に、強力なリーダーシップをとってもらいたいというふうに、私はもう、強く望むものであります。それから、一言付け加えますと、浜松医科大学とですね、静岡大学の工学部、情報学部が、この浜松にあるわけですね。この両者が、大学1つになりますと、静岡大学

の、この静岡キャンパスの方が、静岡市のキャンパスの方がですね、身を削られる形になるというのが残念だということのようではありますが、基本的にはですね、今、医工連携というのは不可欠の状況であります。特に、御案内の通り、医薬品や医療器具っていうのは、日本の赤字を作ってるわけですね。3兆円とか4兆円、毎年赤字を垂れ流してるわけです。静岡県はそうした中で、医療器具、医薬品、1兆円をですね、超える算額を出してやっておりますけれども、医療器具に関しましては、これは日本一を10年以上続けてるわけです。これはですね、やはり、医療の現場に工学系の方たちが入ってですね、何が必要なのかということをしつかりやらなくちゃいかんと。ですから、その医学部と、工学的な知見というのはですね、両方を合わせなくちゃいけないと。そうしたところからですね、偶々浜松にございます、この2つの大学が進めるのは適当だと。つまりそれが、静岡県民のためになると。また大学のその役割をですね、さらに公益のために果たせるということだったのであります。一方、静岡の方ですね、工学がなくなる、情報学部がなくなるというのは確かにですね、身を切られる思いっていうのはわかりますけれども、ただですね、静岡市と言いますか、駿河には工学系の高等研究の、高等教育機関がありますね。ですから、そうした連携、地域における、関連してまた、足らざるところを合わせてですね、力をつけるという、そういう方向もですね、あるので、取られるだけではなくて、どういうふうにすると、理学部がありますし、そして県立大学に薬学部もございます。それからまた、県立の工科短期大学もございますし、また国立の沼津高専という立派な伝統のある工学系の教育機関があるわけですね。ですから、そうしたところともですね、考慮しながら、その静岡市と浜松市のそれぞれの教育機関がですね、それぞれの地域にとって一番効率的な、かつ、なんていいますか地域のためになる、そういう方策もですね、ぜひ日詰学長には探っていただきたいというふうに、思う次第でございます。

(記者)

ありがとうございます。医工連携は誰も必要性は否定しないと思いますけれども、では、日詰学長がおっしゃる1大学1法人、全体で1つになるという案は駄目なんでしょうか。それはそちらでも知事は構わないと思ってらっしゃるんでしょうか。

(知事)

それはですね、私はがとやかというべき筋のものではないということですね。ですから、1私案として出されていると、それに対して浜松が強く反発をいたしました。反発する理由は、公式の合意がいったんされてるからです。一方それがですね、協議会でゼロベースにさせられざるを得ないような圧力を、市当局と議会がかけたからですね。これを今はですね、大学の自治のもとにやるべきだとおっしゃったら、

かつてやっつてることと矛盾していることを言ってるわけじゃないですか。ですから、両方ともですね、あまりカッカリしないで、ここは日詰さんの1私案も案でしょうし、元々長いですね、交渉を経て、そして得られた合意っていうのもありますから、こうしたものをですね、静岡県全体の教育のあり方を考えるために、大学人が膝を突き合わせてですね、考えると。そして、何て言いますかね、周りの方たちはですね、それを大学の自治ということと言われるなら、それを静かに見守るといふ、そういう態度ですね、とるべきだと。かつてそういうことをしなかったことについても、反省をですね、して下さるようお願いしたいと思います。

(記者)

ここ重要なので、もう一度確認しますけども、知事としては、1法人2大学案だけを支持しているわけではなくて、議論の末1法人1大学になるならそれはそれで結構なことじゃないかと考えていらっしゃる。

(知事)

私はそれについてはですね、大学がそれこそ英知を結集して、どういうふうな大学のあり方が良いかということですね、考えると。もちろん1法人2大学も決してですね、思いつきでできたものではありませんので、相応の理由もありましょう。1法人1大学という考え方もあるでしょう。しかしこれ突然出てきたものでありますから、ですから、それらを大学人の間で丁寧に説明し、かつですね、いわゆる議論をして、ただですね、全員一致っていうのはなかなか難しいです。大学人というのは、言論の自由の、いわば牙城でありますからね。ですから、当然反対意見もあると。それを前提にしたうえで、それをまとめるのが学長の仕事です。だから日詰さんはですね、まだ令和3年ですか、4月に確か学長になられたと思うんですが、まだ1年、もう2年目ですか、今ね。まさにこれからじゃないですか。ぜひ、ここは正念場だと思ってですね、日詰学長の手腕に期待したいと思います。

(記者)

ありがとうございます。もう少し変えますが、知事の静岡市に対する疑義や疑問はわかりますが、協議会設置されたのは3年前なんですね。どうして今まで静岡市の協議会設置に何もおっしゃってこなかったのに、この期成同盟会設立をきっかけとした議論の中で、急に静岡市を非難しだすのか、そこを御説明いただけますか。

(知事)

私にも確かですね、相談があったと思いますよ。一部静岡大学の先生が。しかし私はもう、そのまま断りました。これは自分たちで決めることだということで。

(記者)

ごめんなさい。もう1つ伺います。昨日、康友市長がですね、1大学、1法人1大学の日詰学長私案について、「ありえない話」だと、「じゃあ三重大を作るんですか、信州大学を作るんですか、山梨大学を作るんですか、医学部を入ただけで大学が底上げされるわけではない。三重大も山梨大も信州大も、そういった地方大学がなぜ地盤沈下していくのか、1県1大学みたいな形で特徴のない総合大学がいっぱいあることが問題であって、これでは生き残っていけない」とおっしゃいました。知事もこの三重大、信州大、山梨大は地盤沈下する生き残れない大学だと思われませんか。

(知事)

この件についても、評価は様々でしょうね。地方の大学が少ないので、若者が東京の大学に惹かれて出ていってしまうということですね、わざわざ大学を作った長野県の大学もあります。

また一方で、全国知事会ですね、東京都は大学の人員を制限しろというですね、強い議論があって、小池都知事がですね、猛反発されたという経緯もありまして、この地方の大学と、東京にあるたくさんの大学との関係というものもありますから、この辺はですね、今、大学のあり方につきまして、大きくは3つのカテゴリーで、1つは世界と堂々とやっていけるトップクラスの大学ですね。それから2つ目が、静岡県などがそれに属すると思いますけれども、地域とともにある大学。それから3つ目は専門的な大学という、この3つだと思いますけれども、こういう、地域における大学、静岡県には政令市が2つあってですね、県レベルなわけですね、それぞれ、権限は。そしてそこに、偶々、静岡大学の2つのキャンパスがあると。そして、あなたからの御指摘あったようにですね、その医工連携っていうのは、極めて重要で、そうしたことを、おそらく考えてですね、当初の合意に至ったのではないかと思います。それを御破算にして、するということであれば、ちゃんとした理由があるでしょうから、そうしたものは天下に公表しなくちゃいけないし、特に、そういうものだというふうに思っていた浜松遠州の人たちに対しては無礼ですね。ですから、ちゃんとした理由がある以上、きちっと大学内でまとめてですね、こういうふうにいたします、というふうにして、それこそ大学が自ら、この教育機関、また研究機関として、地域のためにこういう貢献をするのに、組織としてはこういうあり方がふさわしいというふうにしてお決めになればですね、それを尊重すると。そのときにですね、反対意見が大学内にあるということを前提にしないと、その反対意見をですね、なんとか、度量が大きいかのごとくに受け入れてですね、反対意見があるからもう一回やり直せとかですね、そういうふうな乱暴なことをしてはいかんと思いま

す。

(記者)

これ最後です。知事、先ほどの話、1 大学2法人、ごめんなさい、1法人 2 大学の案の末に、その次の選択肢として、静大静岡キャンパスと、県立大学の再編統合という議論は、これはあっていいというのが、お考えでしょうか。

(知事)

これはですね、市長が言ってるんですね。「県立大学には薬学部もあります。食品衛生学科もあります。静岡大学には農学部もある。いろんな大学を超えた連携というものがある」と。こういうことを発言されてるわけです。静岡市長です。ですからですね、あの、そういう考え方はですね、今、地域の大学の再編の中で、文科省の方も、考え得るのにふさわしいというように、枠組みを作ってくれてるわけですね。それをしかしですね、こちらが言うというよりも、むしろ、大学間でお決めになるのがいいというふうに思います。

(記者)

ありがとうございます。

(幹事社)

その他質問の社、どうぞ。

(記者)

中日新聞です。静岡市葵区杉尾と日向の不適切な盛土についてお尋ねします。今日、記事で出させていただいたんですが、県や市の公共工事を請け負う業者が、中間の業者を介して、県も含めた公共工事の土を日向に処分していたと証言しました。公共工事が出た土が、県が今、自ら指導されている不適切な盛土の造成に、助長したというか、そういう可能性についてどう、御見解をお聞かせください。

(知事)

これ新聞記事を拝読しました。それで報告を受けました。それを報告してくれたのが、今日、戸栗くんが来てるでしょうか。この件についてですね、正確に、戸栗さんの方からお答えくださいますか。

(技術調査課長)

交通基盤部の技術調査課長戸栗と申します。よろしく願いいたします。

ただいまの御質問、県および市、公共事業から発生した土が杉尾・日向に持ち込まれているかどうかという質問かと思えますけれども、この部分につきまして、交通基盤部の河川砂防管理課の方で、その事業者にお問い合わせしたところ、杉尾・日向の土については、民間工事から出たものであるという調査の結果が出ておりまして、われわれとしてはそのように認識しているところでございます。以上です。

(知事)

関連してありますか。

(記者)

今おっしゃった「確認された業者」というのは、どこの業者のことを指してるんでしょうか。

(技術調査課長)

富田建設(正しくは、「富田建材」)でございます。

(記者)

今回、現旧社長が逮捕された業者ということ。

(技術調査課長)

そうです。

(記者)

逮捕された、もう既に違法なことをされている業者だと思うんですが、当然、言葉の信頼性っていうのも疑われる可能性あると思うんですが、そこについては、信じていいものと見ているんですか。

(職員)

いろんな先入観ってあるかと思えますけれども、一応こちらの方で調査した結果については、そのとおりでございますので、同様にそのように認識しているというところでございます。

(記者)

わかりました。記事で出させていただいたのも、逮捕された業者ではなく、そこを活用していた業者に取材をしたんですが、そういったところに聞き取りをしたりとか、そういうことはされる予定はないですか。

(技術調査課長)

やったかどうかですか。

(記者)

富田建材に、日向・杉尾に土を造成させたとか、その関わる、富田建材を利用した業者が存在すると思うんですが、そういうところに確認したりとか、そういう予定はないですか。

(技術調査課長)

現在、そのような調整については予定はしておりませんが、状況によってはそういう調査も必要かなというふうには認識しております。

(記者)

分かりました。では仕組みのことをお尋ねするんですが、県公共事業の発注の仕方として、中間処理施設を指定して、そこを指定するだけにとどめてしまって、その中間処理施設が県の預かり知らないところで、杉尾・日向に土を運んでいるそういう可能性は否定できないと思うんですがそれはどうですか。

(技術調査課長)

御認識のとおり、県ではリサイクル原則化ルールというルールに則って建設発生土の処理をしております。処理先としましては、最終処分場、埋立処分する場所であったりとか、今、話題になっております中間処理施設というものがございます。いずれにしましても、適正な処理がされるということを前提に、きちんと対価を支払って処理、持ち込みをしておりますので、その先については適正な処理をされていると認識しているところでございます。

(記者)

適正な処理をされてるとおっしゃるんですが、それは確認はされてないですよ、仕組み上。

(技術調査課長)

そうですね、実際に中に入ってとか、その後ということは確認はしておりませんが、繰り返しになりますけれども、その辺につきましては、こちらとしては、そういうことを前提に対価を支払っているということで、きちんと処理されているというふうに認識しています。

(記者)

あえてもう1回聞くんですが、そうすると中間処理施設がどうやってるか把握していない状況だと、記事にしたように、杉尾・日向に、その中間業者を介して捨てていたという可能性は否定できないと思うんですが、その、県が今自ら指導している不適切な盛土に、県自身がその盛土の規模拡大させてしまった、助長したっていうその受け止めというか、その辺はどうですか。責任というか、その辺はどう考えですか。

(技術調査課長)

いずれにしろ、その確証がない現在においては、どちらとも言えないというふうに思っています。

(記者)

最後、指定処分のやり方として自分が今、こういう話にあったみたいに、中間処理施設を指定するだけにとどめてしまっているやり方をしていると思うんですが、その見直しを検討されたりとか今後の方向性って何かお考えありますか。

(技術調査課長)

昨日になりますけれども、われわれ県、それから国、市、それから民間の建設業協会、あるいは処分施設等ですね、一堂に来ていただいて、みらいの県土研究会というものを昨日、発足、立ち上げしました。その中では、今後の静岡県の建設発生土について、どんな処理というものがふさわしいのか、あるいはどうあるべきなのかということをお話し合っていていながら決めていくという会議でございます。その中でですね、いろいろ、今般、残土、発生土の処分についてもですね、条例もでき、いろんな状況が変わっている中で、これからどういうふうにしていくべきかということをお話し合っていくつもりでございますので、今後ですね、国の方でも、中間処理施設の登録制度というものが、6月だと思いますが、施行されるということで聞いておりますので、それに基づいた形で、県もやっていくかと思っておりますけれども、そういうことも含めて話し合っていきたいというふうに考えています。

(記者)

質問は指定処分のあり方を見直すかどうかというお尋ねなんですが、今の話だとそこまではまだなんとも言えず、研究会で広く話し合われる？

(技術調査課長)

指定処分のやり方ってというのは、いわゆるその中間処理施設あるいは、最終処理、すみません、最終処理じゃない、中間処理施設に持ち込まれたものがどうなるか、それをトレースするかどうかということからの御質問だと思いますけれども、これも繰り返しになりますが、国の方に、法律に伴う政令、それから省令がですね、改正される、これが今年の6月におそらく施行になると思います。

それを受けてですね、中間処理施設に持ち込まれた土、それがどのように処理されていくのかということも監視するというようなことになるというふうに想像しておりますので、その方向でですね、県としてもやっていくというようなことで、諮っていきたいというふうに考えています。

(記者)

ありがとうございます。

(記者)

すみません、静岡新聞です。よろしくお願いします。今の日向・杉尾の盛土の關係に絡むことではあるんですけども、砂防指定地の關係で、ちょっと伺います。

先般あの、県議会の答弁でですね、交通基盤部長が、砂防指定地の指定目的について、開発行為を規制しているのではないというふうな見解を示されました。

知事は、この見解に関して、知事に伺いたいんですけども、あの、その藁科のその上流域、日向・杉尾、知事も視察されたと思いますけれども、これは盛土とか森林伐採をしてるんですが、これは開発行為に当たらないという認識なんですか。

(知事)

治水上砂防というのは、その国土の保全という観点から、雨とか、それからいわゆる嵐による浸食ですね、こうしたことでできるものを、砂防で止めると。これが治水上砂防であるということですね、開発行為との関連におきましても、治水上砂防という、その観点がきちっと謳いこまれているということを確認いたしました。その観点で、議会で、太田部長が質問に答えたと理解しております。

(記者)

そうしますと、その治水上砂防に支障を与えるという観点であれば開発行為も、もちろん規制対象としては含まれるという認識で、知事自身もそういうふうに考えているということでしょうか。

(知事)

開発行為に関しましては、それに関わる法令、これで対処するということですね。

(記者)

その1つが、砂防指定地の管理条例だという、そういう認識でよろしいでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

(知事)

杉本くん、いますので、これに関して。

(記者)

知事に見解をお聞きしたいんで、大丈夫です。杉本さんとは、何度もお話をした。

(知事)

だから杉本くんが言っていることを私は、そのまま繰り返してると。

(記者)

同じ意見だということですね。

(知事)

はい。

(記者)

はい、わかりました。あともう1点伺いたいんですけれども、その砂防指定地管理条例なんですけれども、知事、以前現地を視察されたときに、視察された後におっしゃっていたと思うんですけれども、その条例の罰則が弱いと言われていたと思うんですけれども、これは罰則が弱いという問題意識を持たれているということですが、条例改正するというお考えはないのでしょうか。

(知事)

これは、杉尾と日向もですね、それぞれ地形が違うわけですね。もちろん、日向の方が圧倒的に盛土が多いわけです。30数万。一方は、5万前後ということで、杉尾の方が小さい。しかしながら、危険なのは杉尾の方ですね。なぜかというと700m先にですね、人家があるからです。一方、日向の方は、盛土の量は大きいけれども、2kmほど先に、初めて人家があると。そして傾斜が弱いということなんです。一方は確か、上に立てば直滑降ですね、スキー滑るような、怖いなというような、傾斜が杉尾の方です。日向の方がですね、緩やかな、平らに近い、そういう斜面ですね。ですからですね、大事なことは、違法は違法ですけれども、これが安全かど

うかということですね、まず見なくちゃいかん言うことで、杉尾が危ないと。それでどう対応してるのかといった時、その時点ではですね、トップが最初の方はかなりダメなことを言われてたようでありまして、代が変わりまして、この沈砂池とか、あるいは水抜き(正しくは、「排水」)の工事とかですね、そういうことをして、とりあえず応急的にできることをしてるということを説明を受けたということで。そしてまた話したことは、これどこに持っていくんだと。もし、盛土が、例えば、いわゆる代執行ですね、持っていく。どこに持っていくか。誰も答えを出せないぐらいですね、奥深いところですから。ですからそれぞれですね、やっぱり現場で考えなくちゃいけなくて、いかにして、人命を守るという観点で行って、まず法律ありきということではないと。その現場の危険性、また、人命の安全が確保できるかどうかと。これが基準に、差し当たってなりますね。

(記者)

その罰則が弱いという問題意識はやはり、今も持たれてるということで。

(知事)

それがあから結果的にですね、熱海土石流のようなことが起こったわけですね。ですから盛り土条例は、それを教訓として、日本で一番厳しくしたということになります。

(記者)

今私聞いたのは、砂防条例の話なんですけど、砂防条例に関しても、罰則が弱いつという問題意識は持たれてるんでしょうか。

(知事)

今回逮捕されるような案件になりましたのでですね、検討はする余地があるかなと思います。

(記者)

大阪では、熱海とか、熱海と同じような残土崩落事故が 2014 年に起きてまして、その時に、その後ですけれども、大阪府が砂防条例を改正して、罰則強化しているという事例があるので、そうしたものは参考になるんじゃないかなと。

(知事)

ありがとうございました。

(記者)

あともう1点最後に。すいません。あの、前回の記者会見で、熱海の土石流の関係なんですけれども、逢初川の流域変更の話をお聞きしまして、その際に砂防課長が、流域変更が1%だというふうな御回答をこの場でいただいたんですが、その後、どこの範囲が1%なのかというふうなことを会見後にお聞きしたら、明確には言えないという話だったんですけれども、そういった細かい根拠のチェックというのは、知事の方はされていらっしゃるのでしょうか。

(知事)

報告は受けておりますけれども、チェックは自らはしていません。

(記者)

そういった根拠も含めて、しっかりトップとして、チェックしていただくということは重要なんじゃないのかなと。

(知事)

そうですね、何て言いますか。やはりあの、その時の判断によりますけれども、流域変更、鳴沢川でしたっけ、の流域変更がどれくらい影響したかと。これは当然聞きますわね。それで、説明が不十分だと思えばですね、当然チェックを深めます。しかし、それなりに納得することができればですね、そこでわかりましたってことになる。報告を聞くだけではなくて、お互いにやりとりをしますものですから、それを言ってみれば、チェックっていうふうになるかと思いますが。

(記者)

それであの、砂防の関連になるんですけれども、同じチェックという意味でいうと、砂防指定地の実務ハンドブックというのが国交省から出されてまして、これは実務ハンドブックという名前なんですけれども、僕が、素人が読んでもわかるようなもので、これ、おそらく砂防課にもあると思うんですけれども、そういったものを、もちろん、知事全部の業務をそういうふうに細かくチェックするというのは、難しいのは当然だと思いますけれども、これだけ問題になってることなので、そのあたりはしっかり、砂防指定地の実務ハンドブックというのでもチェックしていただいて、見解をまた聞かせていただければと思います。お願いします。

(知事)

はい。わかりました。ありがとうございました。

(記者)

静岡朝日テレビです。リニア関連で、ボーリングではないんですけども、ちょっと1点だけお伺いしたいのが、先週 JR 東海の柘植会長が、アメリカでリニアについての講演をしました。その中で、日本で営業を開始した後に、アメリカでの活動を進めるのが望ましいと話しています。そして、加えて、これまでの工事得られた苦労や課題は、アメリカでも活かされる、参考になると話しています。知事はこの、技術としてのリニアと、水など環境問題としてのリニア、それぞれの視点から、どのようなお考えがありますでしょうか。

(知事)

はい。静岡県の立場で申し上げますと、今や、内閣、政権与党、そしてリニア中央新幹線建設促進期成同盟会、同じですけども、やはり水資源の保全、そしてまた、自然環境の保護保全と、生態系の保護保全というのは前提であるということですね。そして、リニアは長い歴史があります。宮崎県の実験線から含めてもですね、もう半世紀近い歴史があるわけですね。ですから、この技術は日本独自のものです。そしてこれを、なかなか真似ることは難しいですよ。10cm浮かして、時速 500 km以上で走るっていうのはですね、他の国ではできないですね。これは派生技術もできてますので、この技術は高く評価してます。そしてまた、こういうインフラをですね、アメリカに活用してもらおうというのは、柘植さんが尊敬されていた、葛西さん、この間亡くなられましたけれども、の、強い方針だったわけですね。その方針に則って、アメリカで講演されたと思っております。

(記者)

ありがとうございます。

(記者)

すいません。静岡新聞と申します。すみませんあの、続いてもリニア関連でもう1点質問なんですけれども、ボーリングのほかに今緊急性を要するテーマとして、田代 B 案、田代ダムの取水抑制案があるかと思うのですが、1月25日の専門部会が終わった後に、JR 東海さんが言ったのは、ある程度専門部会の皆さんからも、田代ダム取水抑制案の実現性に関する一定の理解を得られたので、東京電力リニューアブルパワーさんと、具体的な協議を始めますと言ったんですけども、その後の、われわれの、静岡新聞の方で、東京電力リニューアブルパワーさんに取材を申し込みますと、その B 案の実施にあたっては、JR 東海さんの方で、流域の皆様をはじめとする関係者の方々、河川管理者の御理解がまだ得られている段階ではないので、現時点で具体的な協議はすることはできないっていうような趣旨の御回

答がありました。実際に取材を進めてみると、JR としても、実際に協議の打診をしたんですけども、それを断られているっていうのは、事実があったようです。そこで、こういう状況になっているんですが、知事としては、この田代ダム案の実現性を高めるために、JR 東海がもう少し汗をかく努力が必要なのか、もしくは東京電力リニューアブルパワーさんの方の姿勢のあり方に、何かしら改善した方がいい点があるのか、どういうお考えをお持ちでしょうか。

(知事)

これは JR 東海に、基本的な責任があると思います。東京電力さんの方は、大井川の、水利の利用、大井川の水をですね、水利を調整する協議会のメンバーの重要メンバーの1人ですね。その協議会でもって、取水量が決められるわけですね。ですから、その協議会の人たちの御理解なければ動けないっていうのは、もっともなことを言われていると思いますね。ですから JR 東海さんは、これを去年の4月に出されて、今、御指摘のようにですね、東京電力の、当然、協力といいますか、御了解がなければ、そういう発言はできないはずですね。しかし、この段階、すなわち、ほぼ1年近く経ってですね、まだできてないというのは、極めて無責任な発言に近かったという印象を持たれてもしょうがないなと思います。しかしながら、発言された以上ですね、専門部会で多くの関心を引いて、今でもまだ関心を聞いているわけですから、責任をもって、これについては、JR 東海が東京電力に責任をとるか、あるいは、ではなくて、東京電力に働きかけるのも JR 東海であるべきだと思います。こちらから何らかのことをするという筋のものではないと思っております。

(記者)

JR 東海、東京電力さんは、流域の市町の皆さん、流域の皆さんの、その理解とか事前の了解が必要だということをおっしゃってるんですが、そうすると流域の市町などがあたるかと思うんですけども、これはその JR 東海さんがその流域の市町を1つ1つ周って、その理解を得られるような作業をした方がいいのか、もしくは県が間入るような、間に入るような形で、流域の市町さんを集められて、そこで一堂にこう、説明するような会を設けた方がいいのかとか、そういう方法のお考えはありますか。

(知事)

協議会はですね、今も活動してるわけですね。ですから、10年ごとにこの協議会を開いて、決めるということですから、それを早めるとか、あるいはどうするかってのは、うちが確か議長役を務めてるんじゃないかしら。ですからですね、

皆さんの御希望があれば、協議会を開くということができますでしょう。今、目下のところ私はそういう動きを聞いておりません。

(幹事社)

他に質問ございますか。

ないようですのでこれで終了させていただきと思います。ありがとうございました。

(知事)

ありがとうございました。